

京都府補助金

伝統と文化のものづくり産業振興補助金の適用を受けるには、事前に事業所指定を受ける必要があります。

京都新光悦村に立地した場合、京都府では、平成18年度から伝統と文化のものづくり産業、同関連産業及び伝統と文化のものづくり産業と融合計画をもつその他の産業を対象に、設備投資等や地元雇用に対して

最高2.3億円を補助します。

(伝統と文化のものづくり産業振興補助金)

業種	対象施設	要件 (下記の数値以上のもの)			補助額		交付限度額		
		用地面積	投下固定資産額等 (※1)	地元雇用者数 (※2)	事業所促進補助金(①)	地元雇用促進補助金(②)	①に係る分	②に係る分	
製造業、 その他審査会が特に認めた業種	工房・工場等	3,000 m ²	2億円又は10人		投下固定資産額等 × 15% (※3)	新規地元雇用者数 (※4)	2.3億円	2億円	3,000万円
		1,000 m ² 以上 3,000 m ² 未満	6,600万円又は4人			障害者数 (※5) × 50万円	7,600万円	6,600万円	1,000万円
		300 m ² 以上 1,000 m ² 未満	1,300万円又は2人			+ 正規雇用者数 (※6) × 40万円	2,300万円	2,000万円	300万円
		500 m ² 又は 5,000万円	5人	+ その他 × 10万円		2.3億円	2億円	3,000万円	
情報関連産業	工場等	500 m ² 又は 5,000万円	5人						
自然科学研究所		500 m ² 又は 1億円以上	5人						

(※1) 投下固定資産額等とは、以下の設備等に要する経費のことです。

- 用地費用 ○建物、構築物、機械設備等の取得に要する経費 ○用地造成
- 用排水施設の設置 ○高圧電力の引き込み等

なお、住居兼工房の場合、建物の住居専用部分については補助対象外、共用部分については、按分となります。

(※2) 地元雇用者とは、以下のいずれにも該当する者をいいます。

- 京都府内に住所を有する者 ○雇用者保険法により被保険者となった者

(※3) 補助率について、中小企業基本法で中小企業に分類されないもの(大企業)は以下の基準です。

- 用地費用に対する補助率 10% ○用地費用以外の投下固定資産額に対する補助率 15%

(※4) 新規地元雇用者とは、地元雇用者のうち、府内他施設からの異動者を除く者をいいます。

(※5) 障害者とは、障害者基本法第2条に規定する者をいいます。

(※6) 正規雇用者とは、下記の項目から京都府が判断します。

- 直接雇用であること
- 雇用期間の定めがないこと
- 勤務時間
- 社会保険の加入 等

京都府融資

最高20億円の融資が受けられます。

(伝統と文化のものづくり産業集積等促進融資制度)

対 象		「伝統と文化のものづくり産業集積等促進補助金」の対象となる工場等				
		製造業、その他審査会が特に認めた業種			情報関連産業・自然科学研究所	
融 資 条 件	取得用地面積	3,000 m ² 以上	1,000 m ² 以上 3,000 m ² 未満	300 m ² 以上 1,000 m ² 未満	3,000 m ² 以上	500 m ² 以上 3,000 m ² 未満
	融資限度額 (※) (うち運転資金)	20億円 (1億円)	3億円 (1,500万円)		20億円 (1億円)	3億円 (1,500万円)
	融資期間	設備資金 20年以内 (据置3年以内)	設備投資 15年以内 (据置1年以内)	設備投資 10年以内 (据置1年以内)	設備資金 20年以内 (据置3年以内)	設備投資 15年以内 (据置1年以内)
		運転資金 7年以内 (据置1年以内)	運転資金 7年以内 (据置1年以内)	運転資金 7年以内 (据置1年以内)	運転資金 7年以内 (据置1年以内)	運転資金 7年以内 (据置1年以内)
	融資利率 (※)	年1.7% (特別金利1.2%)	年1.7%	年1.7%	年1.7% (特別金利1.2%)	年1.7%
資金使途	<ul style="list-style-type: none"> 企業立地に必要な設備資金 (土地・建物・設備等の取得資金) 操業に必要な運転資金 					
取扱金融機関	京都銀行・京都信用金庫・京都中央信用金庫・京都北都信用金庫・商工組合中央金庫					

(※) 融資限度額は、所要資金の85%以内かつ取得用地面積の限度額以内

(※) 金利 (1.7%・1.2%とも) については、当初10年間固定、11年目以降は取扱金融機関の長期最優遇金利

(※) 特別金利は設備資金のみ適用

(※) 特別金利：補助金の要件のほか、次の追加要件を全て満たすものに適用

①10人以上の地元雇用者があること。 ②府内の総雇用者数が増加すること。

京都府税の特例措置

不動産取得税を1/2軽減します。

(ものづくり産業集積促進税制)

対 象 業 種		製造業・ソフトウェア業・情報処理サービス業	
対 象 施 設		工 場	研究所・開発拠点
要 件	設備取得価額 (土地を除く)	2,500万円超	5,000万円超
	常用雇用者数	当該事業所で5人以上 (対象企業の府内にあるすべての事業所の常用雇用者の総数が 工場等の新增設等に伴い増加すること)	
軽減の内容		不動産取得税を 1/2 軽減 (不均一課税)	

※直接自社の製造 (生産) の用に供する部分 (土地の場合) 及び設備に係る工場用建物 (建物の場合) が対象となります。

※適用期間：平成24年3月31日